令和 4 年 9 月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告(1)

令和4年9月市議会定例会における教育関係一般質問の概要に ついて

(1) 小嶋富弥議員から「文部科学省は7月28日、小学6年生、中学3年生を対象とした全国学習状況調査の結果を公表した。山形県の平均正答率を全国平均と比べると小学6年生は国語と理科が全国並み、算数が61%と全国平均の62.3%を下回り、長期低迷傾向、中学3年生は全国平均を上回る結果。それらを受けて、当市の児童・生徒の調査結果と併せてアンケート結果について伺う」という質問に対して

「昨年度の学力調査は、小学校算数を除き、他は全国平均を上回っていたが、今年度の結果は、小学6年生の国語、算数については下回る、理科は上回る、中学3年生については、国語、理科は下回る、数学は大きく下回る結果となった。

学習状況調査については、昨年度に引き続き、地域行事への関心は県や全国平均よりも非常に高く、市が進める『ふるさと学習』でふるさと新庄の文化や歴史などについて関心を高め、主体的に学んでいる成果と捉えている。一方で、小中学校ともに平日に2時間以上家庭学習をする子どもの割合が低く、ゲームやSNSに長い時間を費やす割合が高く、家庭学習の在り方や生活リズムに課題があることが明らかになった。

今年度の結果を真摯に受け止め、各校において学習指導要領で求められている資質・能力を育てる学習活動が行われているかを改めて評価しながら授業改善、読解力の向上に努め、家庭学習の在り方についても、従来のドリル学習以外に授業と結び付けたものも取り入れるなど見直しを求め、全教職員で学力向上に向けて取り組むよう指導していく。」と答弁をした。

次に「少子化が進み、中学校の部活動が学校単位の運営が困難になってきた。スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、それぞれ25年度末までに、公立中の休日の部活動指導を地域に移行する改革を提案、23年から25年度の3年間を「改革集中期間」に設定をした。部活動の地域移行を行うスケジュール等の推進計画を求めている。これらに対し、市教育委員会としての見解を伺う。」という質問に対して

「本市においては、県の部活動改革方針を受け、休日部活動の地域移

行について、現在検討を進めている。

進捗状況については、本年6月に市内各中学校及び義務教育学校にアンケート調査を行い、休日の部活動が地域に移行した際の、各校それぞれの部活動の受け皿として考えられる団体や、移行に際して課題と思われる事項等について、取りまとめを行った。

また、今月初めに各競技団体に対して、休日部活動の受け入れとして 対応が可能か等のアンケートを行い、現在回収中である。9月中には、 小学校4年生以上中学校3年生までの児童生徒、その保護者、教職員に 対して、学校に入部したい部活動があるか、またはあったか。休日の部 活動が地域に移行することについての意見など、アンケート調査を行う。 そして、これらの結果を踏まえながら、今年度中に市内各中学校、義務 教育学校長、各競技団体代表、高等学校長などをメンバーとする「休日 部活動の地域移行検討委員会」を発足し、検討していく予定である。

部活動の休日移行については、保護者や各競技団体等の理解が進んでいない状況にあるので、丁寧な説明や周知についても今後実施したいと考えている。」と答弁をした。

最後に「9月24日、観光大使の今村翔吾氏の『今村翔吾のまつり旅』 のゴールに新庄まつり山車とお囃子で歓迎を含め、どのようにお迎えす るのか。」という質問に対して

「6月議会でも答弁したが、観光大使で新庄開府400年記念事業の総合アドバイザーでもある今村先生を盛大に歓迎したいと考え、市民委員も入った歓迎プロジェクト会議を6月に立ち上げ、検討を重ねてきた。この間、今村先生の事務所の方とも綿密に連絡を取りながら1つ1つ内容を詰め、また、時には今村先生にもリモートで会議に参加していただき、様々なご提案をいただいた。

その内容については、議員の皆様にもご案内させていただいたが、8月29日に市報やホームページやSNSを通じて、市民の皆様をはじめ、 県内図書館などに一斉にリリースするとともに、報道機関を通して全国 に情報発信した。

具体的には、9月24日、最上中央公園内の『すぽーてぃあ』を会場に『今村翔吾のまつり旅 ザ・ファイナル イン 新庄』を開催し、第1幕と第2幕の2部構成になる。

第1幕は、『まつり旅のグランドフィナーレ』ということで、今村先生のアイデアが満載の内容となっている。第2幕は、『まつり旅の報告

会』や今村先生が移動中に執筆活動をされてきた「たび丸号」の市への贈呈式などの内容となっている。今村先生がゴールされる際は、新庄まつりの山車とお囃子によるお迎えを予定しており、特にその山車については、今村先生が江戸新庄藩の火消しをテーマに書かれた『羽州ぼろ鳶組』を題材として制作され、前年、ゆめりあ展示山車として選考された山車を会場内に展示すべく準備を進めている。このように、大変賑わいのある内容となっているので、議員の皆様にはご案内のとおり是非会場にお越しになっていただければと思う。

なお、参加にあたっては事前申し込みが必要となる。受付は9月5日 (月)より始まっており、インターネットからの申込となっているので、 議員の皆様においてもPR方よろしくお願い申し上げる。

(2) 山科春美議員から、「現在、ネット社会となりスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器を使用する頻度が高くなっている。ICTの活用は便利で効率的である反面、子どものネット依存や、いじめなどのトラブルも多くなっている。そこで、小中学生のICT普及の実態と情報モラル教育をどのように行っているかについて伺う」という質問に対して

「初めに、小中学生のスマートフォンなどのICT機器所有率については、令和3年度末に行った調査の結果では、インターネットにつながるICT機器所有率は、パソコンやゲーム機を含め、小学校で81%、中学校で90%となっている。インターネットの利用率については、公共施設等での利用を含めると正確に把握できないが、Wi-fi等インターネット環境のある家庭は、約94%ある。また、令和4年度に行った全国学力学習状況調査のアンケート結果によると、平日にスマートフォン等によるSNSや動画視聴を1日30分以上行っている割合は、小学6年生で64.7%、中学3年生で87.8%である。ゲームでの使用や、学習に利用している場合を加えると、さらに大きな割合になる。

次に、SNSに関わるトラブルがどのくらいおきているかについてだが、今年度7月に実施した、いじめ・長期欠席・学校経営・虐待実態調査によると、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われる」と答えた子どもは、中学校では7件。これは中学校で認知したいじめ全体の2割にあたる。

また、スマートフォンなどの依存や心身への悪影響がみられるかについてだが、今年度の全国学力学習状況調査のアンケート内容では、SN

Sや動画視聴を平日に3時間以上行う割合は、小学校で17.8%、中学校では37.6%であった。学校からは、深夜までゲームをしていて寝不足な子どもや、ゲームを禁止することでいらいらする子どもがいるなど、依存傾向が心配されるような報告もある。また、家庭生活の中で、スマートフォンを見て過ごす割合が大きくなるにつれて、家族との会話の時間や学習時間、読書の時間などが少なくなり、豊かな感性の醸成や学力向上への影響も懸念されている。

次に、情報モラル教育についてだが、具体的な取り組みとしては、小学3年生以上は、道徳の授業でインターネットでの個人情報の扱いやSNSでのやりとりにおけるマナーなどを学習している。また、今年度から各校に派遣しているICT支援員に依頼し、児童への情報モラル研修を行った学校もある。その中で、ゲームやネットの依存性や正しい使い方などを学年に合わせたスライドを用意し、説明している。さらに、最上教育事務所の青少年指導担当やエリアスクールソーシャルワーカーにより、児童生徒や教職員、保護者を対象としてネットいじめの対応等について指導、助言をいただいている。未だネットの長時間利用やトラブルなどの課題はあるが、情報活用能力の体系表を市全体で再度確認し、発達段階に応じた適切な指導を行っていく。

今後の課題は、児童生徒がネットトラブルを自分の身近にあるものと捉え、自らのネットとの関わりについてより真剣に向き合えるようにすることと、保護者の理解をさらに深めながら、家庭と連携した情報モラル教育を展開していくことである。そのために、児童会や生徒会等子どもたちが主体となってルール作りを行ったり、ネットいじめを防止する啓蒙活動を行ったりと、自治的な活動をさらに推進していくよう指導していく。また、PTA総会など、保護者へ周知する機会に繰り返し呼び掛けるとともに、学校以外の関係機関と連携しながら周知のきっかけを多く作っていく。

ICT機器は、これからの時代を生き抜く子どもたちにとって、切っても切り離せないものであるので、自らコントロールできる力とともに、よりよい活用の仕方を身に付けられるよう取り組んでいく。」と答弁をした。

次に「通学路の脇に管理不全空き家等があった時の対応について伺う」 という質問に対して

「通学路については、各学校から提出された通学路の危険個所の点検

報告書に基づき、市、警察、道路管理者等で構成する最上地区通学路安全推進会議において、通学路合同点検打合せ会議や、現地での合同点検 を実施し、情報を共有しながら対応している。

管理不全等のいわゆる「危険空き家」が通学路にあった場合の対応としては、通学路の点検等の報告や地域住民の通報に基づき、担当課において、危険空き家の所有者・管理者を確認し、助言、指導等を行っている。登下校の児童に危険性が及ぶなど、緊急対応が必要な場合は、速やかに応急措置を講じている。

児童生徒に対しては、危険個所等を把握させることに加え、子どもの安全確保の観点から、学校において登下校時における安全指導を行うとともに、子ども自らの判断で危険を察知、回避する力を身につけていけるよう指導を行っていく。

今後とも、通学路における安全対策については、地域の皆様や関係機関と情報を共有しながら、取り組みを進めていく。」と答弁をした。

(3) 佐藤悦子議員から「旧萩野小は、地域の住民の協力で土地が確保され 蛍の生息する、星のきれいな場所であり、登山口として、市の観光資源 でもある。小学校跡地に、地区住民は豪雨災害時の避難所などに活用で きる集会所の建設を要望している。売却ではなく住民の宝として使える ようにすべきではないか。」という質問に対して

「旧萩野小学校跡地の利活用については、萩野地区10地区の区長及び地元有識者で組織された『萩野小学校跡地利用検討委員会』より、平成30年3月に『旧萩野小学校跡地の利活用に関する要望書』をいただいており、地域の要望を受けて残した一部建物の利活用を含め、現在も地域と継続して協議を行っている。

質問の豪雨災害時の避難所などに活用できる集会所の整備に関しましては、近接する萩野児童センターが指定避難所となっており、また、集会所として萩野地区多目的研修センターがあることから、当該跡地に類似の施設を設置する考えはない。現在、地域の跡地利用検討委員会において、既存の建物の利活用などについて協議が継続されており、その協議の進捗を見守っている状況である。

今後も、より良い跡地の利活用を進めていくうえで、地域の方々のご理解、ご協力が非常に大切であると考えている。地域の総意として、跡地利用検討委員会からのご意見をいただき、合意形成を図りながら、跡地の利活用を進めて参りたい。」と答弁をした。

次に「市内中学校の校則の見直しについて。頭髪についてなぜ『ツーブロック禁止』なのか。靴下の色がなぜ白でなければならないのか、汚れの目立たない色でもよいのではないか。先生も子どもや保護者が納得できないことを、校則だからとして指導するのは、苦しいのではないか。子どもの意見を聞いて、みんなが納得できる内容の校則に見直しを図るのが、主権者を育てる教育につながるのではないか。」という質問に対して

「校則の見直しについては、先の文部科学省の有識者会議において、 生徒指導に関する手引きとなる『生徒指導提要』の改定案がまとめられ。 12年ぶりの改訂の中では、校則の運用、見直しについても盛り込まれ ている。

本市における、校則の見直し状況については、これまで伝統として伝わってきたものを、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえた現代版に変えていくよう生徒の声を聞きながら取り組んでいる。

市内のある学校では、『生活のきまり』を生徒主体で全面改訂している。生徒総会でアンケートを取ったところ、改訂に関する要望が100以上挙げられた。その要望を生徒会でまとめ、学校と協議し改訂した。また、ある学校では、制服の着用について性別で固定することなく多様性を認めていくよう生徒会が校則の見直しを求め発案し、変更された。このような生徒が主体となった各校の取り組みは、学校間で情報共有されているので、今後、より一層自分たちの学校生活をよりよくするためのルールを創り出すような活動が、主権者教育の一環として進んでいくものと考えている。

生徒指導の本質である、社会の中で自分らしく生きることができるよう、自発的・主体的な成長を促せる教育活動となるよう指導していく。」と答弁をした。

最後に「2023年度から文科省は生命の安全教育を本格実施する予定だが、性犯罪や性暴力対策の一環であり、性教育としては、不足している。性教育先進国では、教員養成課程のカリキュラムに性教育関連科目を導入して前進している。本市でも学び、包括的性教育として、子どもの年齢・発達に即した体の権利教育という視点で補足説明することが必要ではないか。」という質問に対して

「国の動きとしては、令和2年6月に政府の『性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議』において、『性犯罪・性暴力対策強化の方針』

が決定された。この方針を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において『生命(いのち)の安全教育』を推進していくことになった。令和5年度からの本格実施に向け、文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえながら、生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引きが作成された。

市内の小中義務教育学校においては、『学習指導要領』に基づき小学校は体育の保健の授業の中で、体の発育・発達について学んでおり、中学校は保健体育の保健分野の中で、心身の機能の発達や性感染症とその予防について学習している。また、性的な発達の適応等について、養護教諭から発達段階に応じて、指導している。さらに、道徳や学級活動の中で、自分や他人の気持ちや命を大切にすることについて考える授業を行っている。

性犯罪については、SNS等を通じた被害も多いことから、スマホやタブレット等の使い方といった視点からも各校で指導を行っている。また、SNS等を通じた被害やその防止法について、警察署の生活安全課や最上教育事務所の青少年指導担当者を招いての、講演を行っている学校もある。

今後は、『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』について教職員に十分周知するとともに、生命(いのち)の安全教育のための教材及び手引き等も活用しながら、性犯罪・性暴力の被害者だけではなく、加害者、傍観者にもならないための教育を、児童生徒の発達段階に応じて行っていく。」と答弁をした。

議案第48号

契約の締結に係る臨時代理の承認について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決に付すべき契約の締結について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

明倫学園建物周辺外構工事請負契約の締結について

市は、次により請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 明倫学園建物周辺外構工事
- 2 工事場所新庄市十日町地内
- 3 工 期 着工 令和4年9月12日

完成 令和5年7月31日

- 4 契約金額234,850,000円
- 5 契約の相手方 新庄市大字鳥越1780番地1

沼田建設株式会社

代表取締役社長 金田孝司

臨時代理の理由

明倫学園建物周辺外構工事について請負契約を締結する必要があり、市議会の議決を求めるため、臨時に代理したものである。

議案第49号

契約の締結に係る臨時代理の承認について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決に付すべき契約の締結について地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

旧明倫中学校解体工事請負契約(令和4年議案第18号)の 一部変更について

令和4年3月2日に議会の議決を得た旧明倫中学校解体工事請負契約(令和4年議案第18号)の一部を次のように変更する。

事項名	変更前	変更後	
4 契約金額	297,000,000 円	299, 753, 300 円	

臨時代理の理由

旧明倫中学校解体工事請負契約を一部変更する必要があり、市議会の議決を求めるため、臨時に代理したものである。

議案第50号

令和4年度9月補正予算に係る臨時代理の承認について

令和4年度9月新庄市一般会計(教育費)補正予算の要求について、次のとおり提案した。

歳入 (単位:千円)

<u> </u>					(-	<u> </u>
	款項目	補正前 の額	補正 要求額	計	補正要求額の内訳	
					山形県市町村総合交付金 (県費負担教職員)	11
16- 2- 1	総務費県補助金	326	17	343	山形県市町村総合交付金 (青少年育成推進員設置費)	△ 5
					山形県市町村総合交付金 (県指定史跡等事務費)	11
16- 2- 7	教育費県補助金	12, 134	5	12, 139	地域ぐるみの学校安全体制整備推 進事業費補助金	5
21- 4- 4	±46: ¬1.	21, 391	1,873	23, 264	建物総合損害共済災害共済金 (図書館)	66
21- 4- 4	末世八	21, 391	1,073	23, 204	建物総合損害共済災害共済金 (生涯スポーツ)	1,807
22- 1- 5	教育債	718, 800	△ 19,000	699, 800	社会教育施設改修事業債	△ 19,000
	計	752, 651	△ 17, 105	735, 546		
	求のなかった 目に係る額	40, 349		40, 349		
	計	793, 000	△ 17, 105	775, 895		

款項目		補正前 補正		補正計		補正要求	額の内訳	
	孙 垻目	の額	要求額	訂	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 1- 2	事務局費	199, 015	2, 334	201, 349	11			2, 323
10- 1- 3	教育指導費	100, 728	562	101, 290	5			557
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)	135, 251	6, 097	141, 348				6, 097
10- 2- 3	学校保健費 (小学校)	105, 580	513	106, 093				513
10- 3- 1	学校管理費 (中学校)	93, 482	△ 5,818	87, 664				△ 5,818
10- 4- 1	学校管理費 (義務教育学校)	169, 374	△ 7,644	161, 730				△ 7,644
10- 4- 3	学校保健費 (義務教育学校)	26, 735	148	26, 883				148

							(<u>i</u>	<u> 単位:千円)</u>
款項目		補正前	補正	計		補正要求	 額の内訳	
	孙垻日	の額	要求額	ĦΤ	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 5- 1	社会教育総務費	66, 751	6, 575	73, 326	△ 5			6, 580
10- 5- 3	公民館費	56, 812	11,724	68, 536				11, 724
10- 5- 4	図書館費	49, 580	180	49, 760			66	114
10- 5- 5	市民文化会館費	47, 021	3, 520	50, 541				3, 520
10- 5- 6	文化財保護費	22, 440	1,044	23, 484	11			1, 033
10- 5- 7	重文旧矢作家住宅管 理費	17, 502	46	17, 548				46
10- 5- 8	ふるさと歴史セン ター費	99, 479	△ 22, 104	77, 375		△ 19,000		△ 3, 104
10- 5- 9	雪の里情報館費	21, 369	849	22, 218				849
10- 5-10	わくわく新庄費	20, 296	58	20, 354				58
10- 5-11	社会体育費	53, 950	1, 134	55, 084				1, 134
10- 5-12	体育施設費	172, 071	2, 263	174, 334			1, 807	456
	#	1, 457, 436	1, 481	1, 458, 917	22	△ 19,000	1, 873	18, 586
	求のなかった 目に係る額	883, 562		883, 562		_	_	
_	計	2, 340, 998	1, 481	2, 342, 479	_		_	

債務負担行為補正 (変更)

(単位:千円)

<u> </u>	24247			(1 1 1 1 1 1 1 1 1	
事項	補正	三前	補正後		
争场	期間	限度額	期間	限度額	
明倫学園建設事業 (令和4年度)	令和5年度	220,620	令和5年度	224, 120	

歳入 なし

歲出 (単位:千円)

款項目		補 正 要求額	内 訳		
10 1 9	事務局費	2, 334	職員給与費	2, 392, 000円	2, 392
10- 1- 2	争伤问复	2, 334	会計年度任用職員手当	△ 58,599円	△ 58
			会計年度任用職員報酬	△ 91,600円	△ 91
			会計年度任用職員手当	△ 83,978円	△ 83
			修繕料		5, 432
			新庄小学校グラウンド排水路修繕	1,067,000円	
			新庄小学校職員室FF暖房機交換修繕	275, 000円	
			日新小学校正面玄関外灯修繕	220,000円	
		6, 097	日新小学校厨房用送風機及び排風機 モーター修繕	1,870,000円	
10- 2- 1	学校管理費 (小学校)		本合海小学校受水槽凍結防止ヒー ター交換修繕	258,000円	
			升形小学校普通教室FF式石油暖房機 交換修繕	801,900円	
			日新小学校プールろ過配管漏水修繕	407,000円	
			緊急修繕	532,840円	
			委託料		839
			新庄小学校歩道側樹木剪定業務委託	440,000円	
			旧泉田小学校跡地掲示板撤去業務委託	145,860円	
			旧萩野小学校跡地樹木伐採業務委託	253,000円	
)/	△ 5,818	職員給与費	△ 5,753,000円	△ 5,753
10- 3- 1	→ 3- 1 学校管理費 (中学校)		会計年度任用職員報酬	△ 58,200円	△ 58
			会計年度任用職員手当	△ 7,312円	△ 7

				()	<u> 17 </u>
吉	 次項目	補 正 要求額	内 訳		
			職員給与費	△ 8,073,000円	△ 8,073
	兴长饮田弗		会計年度任用職員報酬	△ 91,600円	△ 91
学校管理費 10-4-1 (義務教育 学校)	△ 7,644	会計年度任用職員手当	△ 84,252円	△ 84	
		備品購入費 入札不落札に伴う不足額の補正		604	
			(机・椅子)	603, 460円	
	計	△ 5,031			

令和4年度9月補正予算 学校教育課要求内容

歳入 (単位:千円)

款項目	補 要求額	内 訳	
16- 2- 1 総務費県補 助金	11	山形県市町村総合交付金 (県費負担教職員) 11,000円	11
16- 2- 7 教育費県補 助金	5	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事 業費補助金 5,546円	5
計	16		

	 敦項目	補 正 要求額	内 訳		
			会計年度任用職員報酬	767,000円	767
			会計年度任用職員手当	△ 194,000円	△ 194
			社会保険料	△ 460,000円	△ 460
10- 1- 3	教育指導費	562	会計年度任用職員共済費	375,000円	375
			費用弁償	51,080円	52
			研修負担金 日本版KABC-Ⅱベーシック講習会研 修負担金	22,000円	22
		513	会計年度任用職員報酬	67,000円	67
10- 2- 3 学 (学校保健費		会計年度任用職員手当	8,000円	8
	(小学校)	313	修繕料		438
			緊急修繕	437,578円	

블		補 正要求額	内 訳	122 • 1 1 4/
10- 4- 2	学校保健費 (義務教育	148	会計年度任用職員報酬 181,000円	181
10- 4- 3 (義務教育 学校)		会計年度任用職員手当 △ 33,000円	△ 33	
	計	1, 223		

令和4年度9月補正予算 社会教育課要求内容

債務負担行為補正 (追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
新庄ふるさと歴史センター空調 設備改修事業(令和4年度)	令和5年度	37,600

歳入 (単位:千円)

1 1	 敦項目	補 正 要求額	内 訳	
16- 2- 1 総務費県補 助金	G	山形県市町村総合交付金 (青少年育成推進員設置費) △ 5,000円	△ 5	
	6	山形県市町村総合交付金 (県指定史跡等事務費) 11,000円	11	
21- 4- 4 雑入	1,873	建物総合損害共済災害共済金 (図書館) 66,000円	66	
		建物総合損害共済災害共済金 (生涯スポーツ) 1,807,300円	1, 807	
22- 1- 5	教育債	△ 19,000	社会教育施設改修事業債 △ 19,000,000円	△ 19,000
	計	△ 17, 121		

		補 正 要求額		内	訳		
10- 5- 1	社会教育総 務費	6, 575	職員給与費			6, 490, 000円	6, 490
			会計年度任用職員報酬			53,000円	53
			会計年度任用職員手当			6,000円	6
			社会保険料			△ 59,000円	△ 59
			会計年度任用職員共済費			85,000円	85

_		補正		(早1	位:千円)
款項目 		要求額	内訳		
10- 5- 3			会計年度任用職員報酬	127,000円	127
	公民館費	11, 724	会計年度任用職員手当	18,000円	18
			修繕料 萩野公民館ドレンヒーター修繕	136, 400円	137
			施設管理業務委託料 角沢ふれあい広場樹木剪定業務委託	432, 300円	433
			工事請負費 旧八向地区公民館解体工事	11,008,800円	11, 009
10- 5- 4	図書館費	180	修繕料 緊急修繕費補填	180,000円	180
10- 5- 5	市民文化会館費	3, 520	修繕料 真空ヒーター熱交換器交換修繕	3, 520, 000円	3, 520
		1,044	会計年度任用職員報酬	159,000円	159
			会計年度任用職員手当	△ 81,000円	△ 81
	文化財保護費		社会保険料	△ 233,000円	△ 233
			会計年度任用職員共済費	218,000円	218
10- 5- 6			修繕料 新庄藩主戸沢家墓所7号棟屋根修繕	984, 500円	985
			委託料 碑石移設業務委託	176,000円	176
			使用料及び賃借料 市公社管理規則一部改正に伴う地域 おこし協力隊員校舎料減免措置	△ 180,000円	△ 180
10 5 7	重文旧矢作 家住宅管理 費	46	会計年度任用職員報酬	55,000円	55
10- 5- 7			会計年度任用職員手当	△ 9,000円	△ 9
	ふるさと歴 史センター 費	△ 22, 104	職員給与費	2,041,000円	2, 041
			会計年度任用職員報酬	172,000円	172
10- 5- 8			会計年度任用職員手当	23,000円	23
			工事請負費 空調設備改修工事	△ 25, 390, 000円	△ 25, 390
			負担金 新庄開府400年記念事業実行委員会 負担金	1,050,000円	1, 050

款項目		補 正要求額	内	訳	业・1口/
10- 5- 9	雪の里情報 館費	849	修繕料 雪室断熱材設置修繕 緊急修繕費補填	668, 772円 180, 000円	849
10- 5-10	わくわく新 庄費	58	消耗品費	57, 420円	58
	社会体育費	1, 134	職員給与費	372,000円	372
			会計年度任用職員報酬	53,000円	53
			会計年度任用職員手当	△ 93,000円	△ 93
			社会保険料	△ 78,000円	△ 78
10- 5-11			会計年度任用職員共済費	66,000円	66
			普通旅費	813,820円	814
			消耗品費	60,000円	60
			使用料及び賃借料 地域おこし協力隊定住促進住宅借 料	上 △ 60,000円	△ 60
10- 5-12	体育施設費	2, 263	修繕料 市民球場	455, 400円	2, 263
			市体育館	1,807,300円	
計		5, 289			

議案第51号

新庄市横根山運動広場の廃止について

新庄市横根山運動広場について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第21条第1号の規定に基づき、新庄市横根山運動広場を廃止することについて委員会の承認を求める。

1 廃止する体育施設

名称:新庄市横根山運動広場

位置:新庄市大字泉田字高台新田4102番地の18

提案の理由

新庄市横根山運動広場の使用状況から、新庄市横根山運動広場の廃止を提案 するものである。

議案第52号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則の制定について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則を次のように制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第5号)附則に規定する規則で定める日は、令和4年10月1日とする。

設定の理由

新庄市八向地区公民館を移転することに伴い、設置する期日を定めるものである。

議案第53号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

別表 (第10条の表) 八向地区公民館の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

提案の理由

新庄市八向地区公民館を移転することに伴い、設備等が不用となるため、必要な改正を行うものである。